

制定 平成19年11月30日  
改正 平成20年 7月 1日  
改正 平成21年 4月23日  
改正 平成22年 3月31日  
改正 平成23年 3月31日

## 京都市事業者省エネ診断事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市事業者省エネ診断事業（以下「省エネ診断事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けて、エネルギーの使用の合理化に取り組む事業者に対して、本市が当該エネルギー等の使用状況を調査し、その使用の合理化に資する措置を提案することにより、事業者のエネルギーの使用の合理化を推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ診断 エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査・分析に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する措置を明らかにすること。
- (2) 特定事業者 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号に定める事業者
- (3) 受診事業者 省エネ診断を受ける事業者
- (4) 受診事業所 受診事業者の事業所のうち、省エネ診断を受ける建築物及びそれに付帯する設備

### (対象事業者)

第4条 省エネ診断事業の対象事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人
- (3) 常時使用する従業員の数が100人以下の社会福祉法人
- (4) 常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人
- (5) 常時使用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人

- (6) 特定事業者。ただし、国、地方公共団体、特殊法人又はこれらに準じる事業者は除く。
- (7) その他、市長が認める団体。

(受診事業者の募集)

第5条 本市は、省エネ診断事業の対象事業者の中から受診事業者を募集する。

- 2 受診事業者の募集の詳細については、別に定める。

(受診事業所の選定)

第6条 本市は、省エネ診断事業の対象事業者の中から受診事業者を募集し、当該事業者の京都市内の事業所におけるエネルギー使用状況等の事前調査結果を基に、受診事業所を選定する。

- 2 受診事業所の選定方法の詳細については、別に定める。

(受診事業所の調査)

第7条 本市は、受診事業者の立会いの下、受診事業所のエネルギー使用状況等についての調査を行う。

- 2 受診事業所の調査方法の詳細については、別に定める。

(省エネ診断の結果の報告及び協議)

第8条 本市は、省エネ診断の結果を受診事業者に報告し、受診事業所のエネルギーの使用の合理化について、受診事業者と協議を行う。

(その他)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、所管担当部長が定める。

附則

この要綱は、平成19年12月3日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成21年4月23日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成23年4月1日から実施する。